

佐々町出産・子育て応援給付事業について

佐々町多世代包括支援センター

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させるとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対する経済的支援を一体として実施します。

1 事業開始日 令和5年2月1日

2 事業の内容

(1) 伴走型相談支援事業

出産・育児等の見通しを立てるため「妊娠届出時」「妊娠8か月前後」「乳児家庭全戸訪問時」に保健師による面談を実施し、安心して出産・子育てができるよう様々な相談に対応します。また、必要に応じて医療機関などの関係機関とも連携を図りながら、継続支援を行います。

(2) 出産・子育て応援給付事業

① 出産応援給付金

妊娠届出時の面談後に、妊婦一人あたり 50,000 円を支給します。

また、佐々町独自の取組として、多胎妊娠の場合には、胎児一人あたり 50,000 円を支給します。

② 子育て応援給付金

乳児家庭全戸訪問の面談後に、子ども一人あたり 50,000 円を支給します。

3 支給対象者

(1) 出産応援給付金：令和4年4月以降に妊娠届を提出した（する）妊婦の方

(2) 子育て応援給付金：令和4年4月以降に出生したお子さんを養育する方

※どちらの応援給付金も所得制限はありません。



裏面もご覧ください

4 申請時期・申請方法

応援給付金を受けるためには、所定の申請書による申請が必要になります。

申請方法は、妊娠届の届出日や出産日に応じて、(1)～(3)のとおりとなります。

(1) 令和4年4月1日～令和5年1月31日までに出産した場合

(原則として、「①出産応援給付金」と「②子育て応援給付金」を一括して支給します)

- 2月中旬以降に順次、申請書及び「出産後の方へのアンケート」をご自宅宛てに郵送しますので、同封の返信用封筒でご提出ください。

(2) 令和4年4月1日～令和5年1月31日までに妊娠届を提出し、2月以降に出産する場合

①出産応援給付金

- 2月中旬以降に順次、申請書等の関係書類をご自宅宛てに郵送しますので、同封の返信用封筒でご提出ください。

※妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付金を受け取れます。

②子育て応援給付金

- 出産後の乳児家庭全戸訪問時（出産後概ね2か月前後）に、ご自宅を訪問して、申請書をお渡しします。
- 面談時に「出産後の方へのアンケート」への回答を併せてお願いします。

(3) 令和5年2月以降に妊娠届を提出する場合

①出産応援給付金

- 妊娠届を提出いただく際に、窓口での面談後に申請書をお渡しします。
- 面談時に「妊娠中の方へのアンケート」への回答をお願いします。

②子育て応援給付金

- 出産後の乳児家庭全戸訪問時（出産後概ね2か月前後）に、ご自宅を訪問して、申請書をお渡しします。
- 面談時に「出産後の方へのアンケート」への回答をお願いします。

5 申請に必要なもの

申請書及びアンケートのほか、以下の書類のコピーの添付が必要になります。

- (1) 応援給付金の振込先の通帳やキャッシュカード等、口座情報が確認できるもの
- (2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなどいずれか1点）

6 給付金の受け取り方法

- 申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。
- 申請から振り込みまで約1か月程度かかります。

7 問い合わせ先

佐々町多世代包括支援センター Tel：0956-63-5800

- 伴走型相談支援事業に関すること 子育て世代包括支援センター
- 出産・子育て応援給付事業に関すること 総務班

